

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の概要と改定

2025/10(再掲載)

全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」は2022年3月4日に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を公表したが2024年1月にその改定を行った。

以下では、まずガイドラインの要点を紹介する。

1 再生型私的整理の特徴

① 中小企業の事業再生等での実務標準／指針

本ガイドラインは、「他の準則型私的整理手続において具体的な定めがない場合には、中小企業者及び対象債権者は、本手続を参照すべき拠り所として活用することが期待されている」（第三部¹参照。以下、ガイドラインの参照項目は全て第三部である）。

すなわち、他の準則型私的整理を活用する場合でも、当該手続にて具体的な定めがなく判断に迷う場合は、当該ガイドラインの定め・考え方に沿って進めることは何ら差支えなく、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A（以下、Q）では、具体的に①特定調停手続にて、事業再生計画の内容に関する定めを参照する場合、②他の準則型私的整理にて、計画成立後のモニタリング手続に関する具体的な定めがない際に参照する場合が挙げられている（Q21 参照）。

以上より、本ガイドラインは中小企業の事業再生の実務標準／指針となり、他の準則型私的整理の課題を補完し、当該手続の利用促進にも寄与することが期待される。

なお、本ガイドラインは他の準則型私的整理と同様に法的拘束力はなく、中小企業者及び金融機関等の債権者、その他の関係者が、自発的に尊重かつ遵守することを前提とする。

また、他の準則型私的整理を活用する場合、本ガイドライン参照が必須でない点も申し添えたい。

② 適用対象の拡大

ガイドラインの適用対象は、中小企業基本法第2条第1項に定義される中小企業者、協議会による再生支援の適用対象は、産業競争力強化法第2条第22項に定義される中小企業者であるが、両者の定義に大きな差異はない。

他方、ガイドラインは「中小企業者」として主に会社法上の会社を想定するものの、学校法人や社会福祉法人など会社法上の会社でない法人、また形式的に図表2の要件を満たさない法人でも、事業規模や従業員数などの実態に照らし適切であれば、本ガイドラインの準用を妨げないとされ（Q3 参照）、実質的に適用対象が拡大されている。

図表2 ガイドライン及び協議会事業が対象とする主な中小企業者の範囲

主たる事業として 営む業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業他	3億円以下	300名以下
卸売業	1億円以下	100名以下
サービス業	5,000万円以下	100名以下
小売業	5,000万円以下	50名以下
医療法人	—	300名以下

③ 第三者支援専門家の関与

本ガイドラインでは、手続に第三者である支援専門家（以下、第三者支援専門家）が関与する点が大きな特徴である。

第三者支援専門家は、弁護士、公認会計士等の専門家であり、再生型私的整理手続（以下、再生型私的整理）及び廃業型私的整理手続（以下、廃業型私的整理）を遂行する適格性を有し、認定を得た者とされる（[4](#)(1)①参照）。

具体的には、中小企業活性化全国本部（以下、全国本部）及び事業再生実務家協会（以下、実務家協会）が候補者リストを公表し、当該候補者から選定を行う（Q30 参照）。

候補者の認定要件も具体的に定められており、全国本部では、①協議会関与の債権放棄案件での調査報告書作成経験が2件以上、②常勤での協議会で統括責任者／統括責任者補佐経験が2年以上、実務家協会では、①事業再生ADRの手続実施者、手続実施者補佐人の資格者、②手続実施者補助者の経験者としている。今後は前記の候補者に加え、本ガイドラインでの私的整理を第三者支援専門家の補佐人として3件以上経験した者を追加認定する枠組みである（Q31 参照）。

なお、全国本部では弁護士70名、会計士22名、その他14名の計106名（2022年4月15日時点）、実務家協会では79名（2022年4月21日時点）が候補者リストに掲載されている（※なお、両リストに重複掲載される候補者も一部存する）。

まず、再生型私的整理は、中小企業者自身が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家（以下、外部専門家）と相談し、原則として前述のリストから、第三者支援専門家を選定することから始まる。

実務上は、再生型私的整理を進めるか、進める場合にどの第三者支援専門家に依頼するかにつき、中小企業者は当然に金融機関（主要債権者）との間で時間的余裕をもって事前相談を行うことになる（Q18 参照）。

その協議・相談の申し出に対して金融機関は、①自助努力のみでの事業再生が困難か、②経営状況や財産状況等の適切な情報開示があるか等を考慮しつつ、誠実に協議・相談に協力することが望ましい（[2](#)(6)、[3](#)(1)参照）。

なお、第三者支援専門家は、当然に独立・中立かつ公正・公平な立場で関与すべきであり、例えば顧問弁護士など、選任時点で中小企業者や対象債権者との間に特別の利害関係がある者などは選任できない（Q34 参照）。

また、利害関係を有しない旨の確認書等の提出も必要である（Q35 参照）。

その後、中小企業者は、金融債権額のシェア最上位の対象債権者から順番に、シェア合計額が50%以上となるまでの単独又は複数の対象債権者（以下、主要債権者）に対して、再生型私的整理を検討している

旨を申し出る。

主要債権者は、再生型私的整理を進める相当性について意向を表明すると共に、第三者支援専門家の適格性に係る同意・不同意を迅速に判断するなど、手続の円滑な進行に協力する（[Q45](#)参照）。

なお、前述のリストに掲載された第三者支援専門家の選任は、主要債権者全員からの同意を得れば足りる。

前述のリストに掲載のない第三者支援専門家の選任は主要債権者のみならず、対象債権者全員からの同意が必要となる点に留意が必要である（[Q41](#) 参照）。

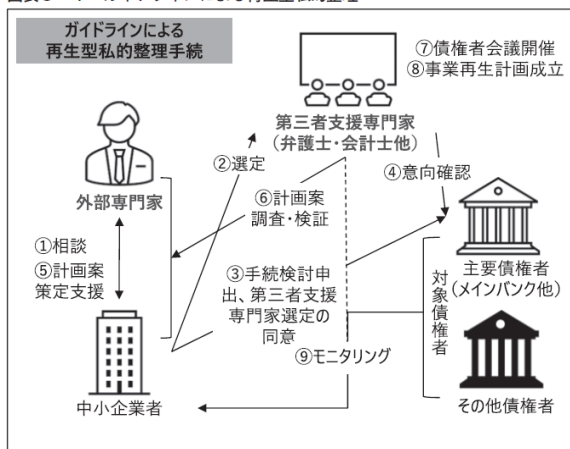
第三者支援専門家は、中小企業者からの申し出に誠実に対応し、主要債権者の意向も踏まえ再生支援が不当でない限り、再生型私的整理の支援を開始する。

支援開始の後、第三者支援専門家は、中小企業者、外部専門家、主要債権者と共に事業再生計画案の作成進捗につき適宜協議・検討を行い、提出された事業再生計画案の内容の相当性や実行可能性を調査し、原則として調査報告書を作成、対象債権者へ報告する。

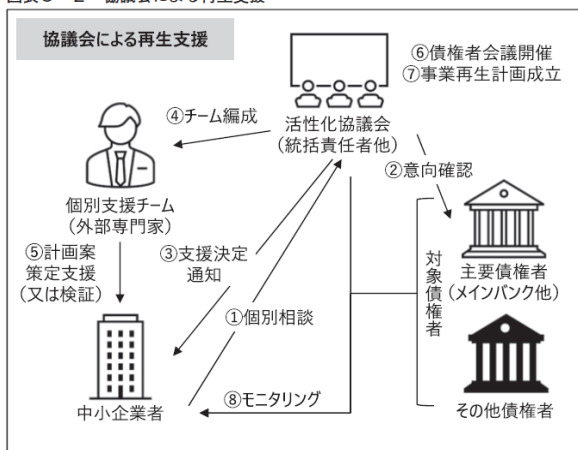
その後、中小企業者、主要債権者及び第三者支援専門家が協力して債権者会議を開催、全対象債権者からの同意を第三者支援専門家が確認した時点で、事業再生計画が成立する。

なお、合理的でない不同意を阻止し迅速な対応を確保すべく、計画案に不同意とする対象債権者は、速やかに当該理由を説明する必要がある。以上を総括するに、本手続にて第三者支援専門家は、品質確保の観点からも極めて重要な役割を担うこととなる（図表3参照）

図表3-1 ガイドラインによる再生型私的整理



図表3-2 協議会による再生支援



④ 一時停止の要請

ガイドラインでは、第三者支援専門家による再生支援決定以降のいずれかのタイミングで一時停止を要請すると定められている（[4/2](#)参照）。

一方、私的整理手続開始前でも、主要債権者・その他対象債権者と相談・協議の上で、一時停止を要請することは妨げられず、一時停止を要請された対象債権者は、当該要請の必要性・合理性を検討し、誠実に対応すべきとされる（Q45 参照）。

なお、一時停止の要請にあたり、事業再生計画案に債務減免等の要請が含まれる可能性のある場合は、具体的な数値の記載は不要も、想定される対象債権者の権利変更の内容や、利害関係者の協力の見通しなど、再生の基本方針を記載することに留意すべきである（Q48 参照）。

⑤ 事業再生計画案の内容

再生型私的整理での事業再生計画案で満たすべき数値基準は、図表4の通り、協議会による再生支援での事業再生計画案の内容とも差異はなく、中小企業の経営実態やコロナ禍での業績・財務への影響を考慮し、従前の「私的整理ガイドライン」から改定されている。

図表4 事業再生計画案にて充足すべき数値基準

内容/枠組み	ガイドライン再生型私的整理	協議会による再生支援	私的整理ガイドライン
実質債務超過解消までの年数	計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね5年以内（※）	計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね5年以内（※）	計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内
経常利益黒字転換までの年数	計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね5年以内（※）	計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね5年以内（※）	計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内
有利子負債対キャッシュ・フロー比率	事業再生計画の終了時点（実質債務超過解消年度）にて、概ね10倍以下（※）	事業再生計画の終了時点（実質債務超過解消年度）にて、概ね10倍以下（※）	規定なし

（※）但し書きとして、「企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合に、これを超える期間・比率となる計画を排除しない」とも明記されている。

（出所：「中小企業の事業再生等のガイドライン」「中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊2 再生支援実施要領」「私的整理ガイドライン」よりFMI作成）

まさに、本ガイドラインでの再生型私的整理を、準則型私的整理の有力な選択肢と位置づけるに足り得る基準になっているものと解する。一方、従前の「私的整理ガイドライン」から引き続き要求されている内容として、十分な自助努力の反映、債権者間の衡平性の確保、清算価値保障原則の充足等が挙げられる（[4/4](#)参照）。

⑥ 経営責任・株主責任の考え方

ガイドラインでは、対象債権者に金融支援を要請する場合は「経営責任の明確化」を図る内容に、また、債務減免等を要請する場合は「株主責任の明確化」を図る内容にすることが求められている（[4/4](#)木参照）。

債務減免等の抜本的な金融支援を要請する場合、経営責任として経営者の退任を求めることが多い。但し、①従前は順調も、明らかにコロナ禍の影響にて業績・資金繰りが悪化し、可能な限りの自助努力施策を迅速に実行しているなど、経営者の資質に欠けるとまでは言えない、②経営者の退任により取引先や従業員の離反が生じる懸念が大きく、事業再生の蓋然性が確保できない、③後継者不在等により経営者の退任が事実上困難など、中小企業者特有の事情や、コロナ禍影響を斟酌する必要性も存する。

以上を踏まえ、債務減免等の抜本的な金融支援を要請する場合でも、経営責任の明確化について例外を許容し、経営者の退任が必須とはされていない（Q13、23 参照）。

また、株主権は貸付債権対比で劣後の中、貸付債権の減免を求める場合は、株主権を全て消滅させることが原則の一方、中小企業者の場合は、株式の流動性が低く新たな株式引受が困難など、既存株主権の消滅自体が妥当でない事案も想定される。

したがって、すべての株主権を消滅させるという方法ではなく、経営への関与の程度に基づき、支配株主と一般株主の間で取り扱いを別個とする、減増資で既存株主の割合的地位を減少又は消滅させるなど、個別の事情を考慮し、柔軟な判断を要する旨が記載されている（Q24 参照）。

但し、モラル・ハザードの助長に繋がることは、当然本ガイドラインの趣旨に沿うものではなく、原則論を出発点としつつも、全対象債権者から同意を得られる範囲内で例外措置の適用余地を慎重に検討すべきものと整理されたい。

⑦ 経営者保証の整理

債務減免等の要請を含む再生型私的整理を進める際、当該債務の保証人が保証債務の整理を行う場合には、経営者保証に関するガイドライン（以下、経営者保証G L）を活用し、当該主債務と保証債務の一体整理を図るよう努めることとされている（[47](#)参照）。

したがって、事業再生計画案には主債務の弁済計画と併せて、①財産の状況、②資産の換価・処分の方針、③保証債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の内容を含む保証債務の弁済計画を記載する。

本ガイドラインを準則型私的整理の有力な選択肢に位置付けるとの趣旨に鑑みれば、他の準則型私的整理と同様、経営者の個人破産を回避すべく経営者保証G Lに基づき保証債務の整理を行い、主たる債務との一体整理に努めることは、至極当然の定めである。

⑧ 計画成立後のモニタリング

ガイドラインでは、外部専門家や主要債権者が、事業再生計画の達成状況等の定期的なモニタリングを行う旨を定めている（[48](#)イ参照）。

具体的には、四半期・半期毎など、定期的に業績・財務内容や事業再生計画に定めた施策の進捗状況を報告することが想定される。

なお、主要債権者を除く対象債権者からもモニタリング結果の報告を求められた場合には、誠実に対応することが望ましい。実務上は、全対象債権者を対象として、定期的なモニタリング会議を開催し、モニタリング結果を共有すること等が考えられる。

また、モニタリングの期間も、原則として事業再生計画の成立後、概ね3事業年度を目途に必要な期間を定めるものとされ（[48](#)ロ参照）、総じて協議会による再生支援と同等の内容となっている。

なお、第三者支援専門家は、計画成立後のモニタリングへの関与は必須とはせず、事案毎に関与の必要性を判断するものとされている（Q77 参照）。

実績数値が事業再生計画から大幅に下振れた際は、当該要因を分析し、事業再生計画の変更等、柔軟な対応を行う必要がある。結果として、廃業等に移行する場合には、廃業型私的整理に円滑に移行することが望ましい。

⑨ ガイドライン活用に向けた補助制度

中小企業庁で運用されている経営改善計画策定支援事業（405 事業）が一部見直され、通常枠に加え、ガイドラインの再生型私的整理による計画策定等の費用への補助制度が創設された。当該制度は図表 5 の通り、補助上限が計 700 万円と大きく、中小企業者の資金負担の観点からも、強い後押しになることが期待される。

なお、本制度での補助対象は、認定経営革新等支援機関である外部専門家、第三者支援専門家（補佐人含む）の関与案件、かつ当該利用申請に対して協議会が委嘱の承諾を行った後の業務に限られる点等に留意する必要がある。

図表 5 経営改善計画策定支援事業（405事業）に基づく補助制度

事業内容		枠組み	補助対象経費	補助率	備考	
経営改善 計画策定 支援事業 （405事業）	従前	通常枠	DD・計画策定支援費用 モニタリング費用	3分の2（上限200万円）		
	見直し後	通常枠	DD・計画策定支援費用	3分の2（上限200万円）		
			伴走支援費用	3分の2（上限100万円）		
			金融機関交渉費用	3分の2（上限10万円）		
		ガイド ライン 枠	DD費用等	3分の2（上限300万円）	認定経営革新等支援機 関の認定を受けた外部 専門家・第三者支援専 門家（補佐人含む）の 費用が対象	
			計画策定支援費用	3分の2（上限300万円）		
			伴走支援費用	3分の2（上限100万円）		

(10) 対象債権の自己査定上の取扱い

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下、監督指針）のⅢ-4-9-4-3(3)にて、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画が策定されている場合には、貸出条件緩和債権には該当しないとの定めがある。

中小企業では、大企業と比較して経営改善に時間を要することも多く、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画（以下、合実計画）」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画と見做して差し支えなく、貸出条件緩和債権に該当しないと判断し得る。

ガイドラインの再生型私的整理で策定された事業再生計画案（[4/4](#)参照）は、「計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となる計画であること」（監督指針Ⅲ-4-9-4-3(4)②参照）を満たすものと解され、合実計画と判断し得る（Q65 参照）。従って、要管理先から要管理先以外の要注意先へのランクアップは可能であろう。

一方、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回る場合には、合実計画とは取り扱わない点も、他の準則型私的整理と同様に判断されるものと思料する。

2 廃業型私的整理の概要

① 再生型私的整理からの円滑な移行

中小企業者が当初より廃業の意向を有する場合はさておき、当初は再生型私的整理を進める中で、第三者支援専門家や主要債権者にて事業の継続性が見込めないと判断し、廃業型私的整理を検討する事案も多

いであろう。

その際は、中小企業者・第三者支援専門家・主要債権者が協力し、廃業型私的整理への円滑な移行に向け柔軟に対応すべき旨が定められている。

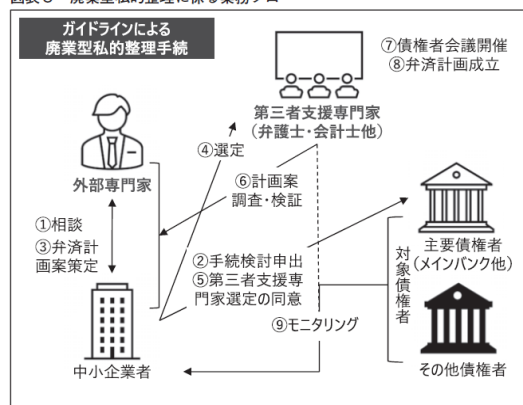
例えば、手続の途中段階（弁済計画案の策定など）から着手する、再生型私的整理での経緯や対象債権者との協議状況を十分に把握した同一の第三者支援専門家の関与を継続する等、手続を迅速かつ円滑に進める上で可能な対応を行うことが考えられる（Q80 参照）。

② 廃業型私的整理のフロー

廃業型私的整理では、図表6の通り中小企業者が必要に応じて外部専門家と相談を行い、主要債権者に同手続を検討している旨を申し出る。その後、主要債権者の意向を踏まえて弁済計画案を作成した上で、第三者支援専門家を選定する。

主要債権者全員から選定の同意を得た上で、第三者支援専門家は弁済計画案の調査報告書を作成し、対象債権者に提出する。その後、中小企業者、主要債権者及び第三者支援専門家の協力の下で債権者会議を開催し、全対象債権者からの同意を第三者支援専門家が確認した時点で弁済計画が成立する（5(1)(2)(4)(5)参照）。

図表6 廃業型私的整理に係る業務フロー



再生型私的整理も廃業型私的整理も第三者支援専門家が関与する点に相違はない一方、廃業型私的整理における弁済計画案は、その原資が資産の換価処分の対価等、比較的把握・確認が容易と見込まれるため、関与開始が弁済計画案の策定後でも差支えないとの考えに基づく（Q91 参照）。

なお、廃業型私的整理では、リース対象物件の処分・清算が見込まれるため、原則としてリース債権者を対象債権者に含めることに留意が必要である（Q21 参照）。

③ 経営者保証の整理

経営者保証GLでは「準則型私的整理手続を利用する場合には、保証債務の整理も、原則として準則型私的整理手続を利用し、主たる債務との一体整理を図るよう努める」旨が定められているものの、未だ倒産時に、個人保証を有する経営者が個人破産となる事案も多く、事業再生の早期決断の阻害要因との指摘が継続していた。

この点、ガイドラインと共に「廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的な考え方」が公表され、廃業時にも債権者はガイドラインに基づき保証債務の整理に誠実に対応することを明確化している。

それに倣い、本ガイドラインの廃業型私的整理では、経営者保証GLを活用し、当該主債務と保証債務の一体整理を図るよう努めることとされている（[Q66](#)参照）。

なお、廃業型私的整理では、リース対象物件の処分・清算にて、リース契約に係る保証債務も顕在化することが見込まれる。従って、リース債権者も含めて保証債務の整理に係る協議を行う必要がある点に留意すべきだ。

また、再生型私的整理同様、弁済計画は清算価値、即ち破産時に比して経済合理性を有する必要（清算価値保障原則）がある一方、清算価値がゼロの場合には、経済合理性に関する説明を加えた上で、金融債務の弁済を一切行わない（ゼロ円弁済）計画も許容される（[Q90](#) 参照）。

③令和6年改正の概要

冒頭に記したように、令和6年1月本ガイドラインの改定が公表された。今般の改定は、ガイドライン適用開始以降の中小企業の事業再構築支援のニーズの高まり等を踏まえ、事業再生における関係者（債務者・債権者・実務専門家等）の平時からの一層の連携等を促すほか、利用実績を踏まえた運用面における改善や明確化、併せてガイドラインを活用した事業再生の担い手の育成・拡充のための運用規定の改定等を目的として行われた。

その概要は、第二部の基本的考え方においては、アフターコロナにおける経営改善・事業再生フェーズの本格化を見据えて、経営環境が悪化する前の、いわゆる「平時」において、中小企業者・金融機関・実務専門家が一層連携し、予防的対応を行うことの必要性が強調されている。

具体的には、「中小企業者の対応として」客観的な状況把握や実務専門家の活用、「金融機関の対応として」予防的なソリューション提案や早期の中小企業者への働きかけが明記されるなど、取り得る選択肢の幅が広いうちに事業再生等の行動をとれるようにする観点から、新たな定めが追加されている。また、改定前のガイドラインについては、ガイドラインのより円滑な利用のために必要と考えられる範囲で、第三部の中小版手続が一部改定されたほか、Q&Aの充実が図られている。

なお、この改定版ガイドラインおよびQ&Aは、令和6年（2024年）4月1日からの適用とされている。

詳細については、全国銀行協会のホームページを参照。

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/sme-guideline/>

以上